

27豊行（情運）第6号

平成27年7月24日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

死者の個人情報に係る開示請求について（答申第14号）

平成27年6月22日付け27豊行第139号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

#### 記

死者の個人情報の取扱いについては、死者自身は自己に係る開示請求権等を行行使することはできないが、当該死者の遺族等においては、当該死者の個人情報が同時に死者の遺族等の個人情報となる場合があると認められた場合、当該死者の個人情報について開示請求することができると考えられるため、その運用面について適切な配慮が必要であると思われる。

よって、死者の個人情報に係る開示請求権を有する者及びその対象となる文書の範囲について、別紙のとおり取扱方針を示すこととする。

(別紙)

番号	開示請求の対象となる情報	開示請求できる人
1	死者である被相続人から相続した財産に関する情報（相続財産の権利義務の帰属が確定していない場合を含む。） 【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・相続した土地について、被相続人である死者が生前、市と取り交わした「境界現地確認書」</li><li>・相続財産の遺言書に使用された印鑑の印鑑登録証明書交付申請書</li></ul>	当該死者の相続人
2	死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報（損害賠償請求権等の帰属が確定していない場合を含む。） 【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく損害賠償請求権に関し、その相続人が開示請求する「救急業務実施報告書」「レセプト」「カルテ」「火災原因（損害）調査報告書」</li></ul>	当該死者の相続人
3	死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報（当該権利義務が確定していない場合を含む。） 【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に市と取り交わした「境界現地確認書」</li><li>・交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく慰謝料請求権に関し、当該権利義務を取得した者が開示請求する「救急業務実施報告書」「レセプト」「カルテ」「火災原因（損害）調査報告書」</li></ul>	当該権利義務を取得した者
4	死亡した未成年者に関する情報 【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・未成年である子供の死亡に関して作成された学校事故報告書</li></ul>	当該未成年者の生前の法定代理人
5	死者（成人に限る。）の医療及び介護に関する情報 【例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・死亡した父母の生前に作成された「介護保険審査判定結果総合記録票」</li><li>・死亡した父母の「レセプト」「カルテ」</li></ul>	当該死者の配偶者、子、父母及びこれらの者に準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の当該法定代理人を含む）